附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度　次に」を「令和元年度　次に」に改め、同号イ中「について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について」に、「係る平成三十一年度分」を「係る令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に、「係る平成三十一年度分」を「係る令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十二年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十九項）」を「令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項）」に、「係る平成三十二年度分」を「係る令和二年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成三十一年度類似特定用途宅地等が平成三十一年度分」を「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改める。

附則第二十九条の八の二中「平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで」を「令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで」に改める。

附則第三十条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第一号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第一号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条及び第三十二条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第六項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に改め、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第十項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第三十四条の二の二中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第三十五条第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十五条の三の三第三項及び第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十六条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改める。

附則第四十四条の二第一項の表附則第三十四条の二第三項の項、同条第三項の表附則第三十四条の二第三項の項、同条第六項の表附則第三十四条の二第六項の項及び同条第八項の表附則第三十四条の二第六項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、「、第三十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附則第四十四条の三第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第四十五条第三項及び第六項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項まで、第五十一条の二及び第五十三条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第五十四条第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年度分及び平成三十二年度分」を「令和元年度分及び令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年度分及び令和三年度分」に改める。

附則第五十六条第一項から第四項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改め、同条第十項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十九項」を「第二十六項」に改める。